

# 平成 26 年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	.....	1
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	.....	4
3	一般行政職の級別職員数等の状況	.....	6
4	職員の手当の状況	.....	8
5	特別職の報酬等の状況	.....	12
6	職員数の状況	.....	13
7	公営企業職員の状況		
(1)	高速電車事業	.....	15
(2)	軌道事業	.....	20
(3)	水道事業	.....	25
(4)	病院事業	.....	29
別紙 1	特殊勤務手当一覧（事務・技術）	.....	33
別紙 2	特殊勤務手当一覧（技能労務職員）	.....	40
別紙 3	特殊勤務手当一覧（水道局）	.....	42
別紙 4	特殊勤務手当一覧（病院局）	.....	44

# 札幌市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

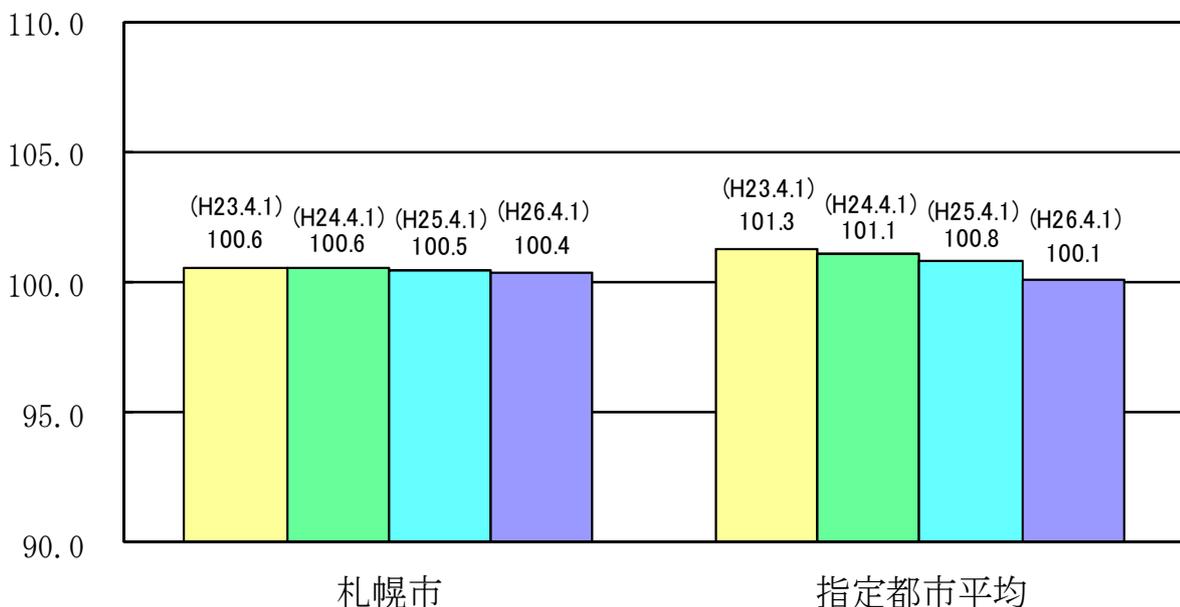
区分	住民基本台帳 人口 (26年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の 人件費率
25年度	1,930,496人	840,973,691千円	5,738,283千円	95,309,200千円	11.3%	11.7%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
25年度	人 10,878	千円 40,221,960	千円 11,411,070	千円 14,473,124	千円 66,106,154	千円 6,077	千円 6,619

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③に該当。  
理由としては、国と本市との給与構造の違い（国は本俸の一部を、地域手当や地方にはない手当（本府省業務調整手当等）に配分している）や人員分布の違い等が挙げられる。  
引き続き、今後についても、人事委員会勧告に基づく給与改定を行うことで、市内民間事業所と均衡した、適正な給与水準を維持していく。

#### (4) 給与改定の状況

##### ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 363,941	円 364,092	▲151円 (▲0.04%)	% 0	% 0	% 0.27

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.10	月 3.95	月 0.15	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、2%を基本に引下げ。若年層については引上げを実施。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準と同様に、札幌市内に勤務する職員には3%、東京都特別区内勤務の職員には18%、医師職給料表適用職員には15%を支給。

（実施時期） 平成27年4月1日から実施。下表のとおり、東京都特別区内勤務の職員及び医師職給料表適用職員について、段階的に支給割合を引き上げることとしている。

		平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度の 支給割合
東京都特別区内 勤務職員	国基準	18%	20%	18%
	札幌市	18%	20%	18%
医師職給料表 適用職員	国基準	15%	16%	15%
	札幌市	15%	16%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	41.4歳	307,231円	397,816円	352,880円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
指定都市平均	42.3歳	328,318円	438,615円	386,312円

#### イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	50.6歳	1,617人	315,026円	374,378円	350,239円
うち用務員	51.1歳	430人	313,300円	350,344円	349,969円
うち学校給食員	50.4歳	189人	322,567円	351,054円	350,323円
うち清掃職員	48.0歳	559人	305,988円	391,528円	344,577円
うち自動車運転手	57.2歳	74人	309,892円	363,835円	337,530円
北海道	51.4歳	328人	334,453円	367,302円	356,891円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
指定都市平均	47.8歳	1,337人	318,044円	400,295円	371,159円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	用務員	54.3歳	199,300円	1.76
うち学校給食員	調理士	43.9歳	231,900円	1.51
うち清掃職員	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,100円	1.36
うち自動車運転手	自家用自動車 運転手	56.3歳	203,600円	1.79
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,418,756円	2,747,000円	1.97
うち学校給食員	5,486,118円	3,067,000円	1.79
うち清掃職員	5,912,684円	3,939,100円	1.50
うち自動車運転手	5,501,818円	2,617,400円	2.10

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 23 年～平成 25 年の 3ヶ年分)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
札幌市	47.3 歳	392,668 円	452,476 円	433,043 円	
	高等・各種学校	47.5 歳	392,467 円	449,983 円	431,860 円
	幼稚園	46.0 歳	383,299 円	424,434 円	420,160 円
	その他	47.6 歳	411,180 円	525,185 円	466,794 円
北海道	高等(特殊、各種、専修)学校	44.3 歳	371,235 円	422,022 円	—
	小、中学校	43.1 歳	360,721 円	409,626 円	—
指定都市平均	高等(特殊、各種、専修)学校	46.5 歳	395,091 円	481,751 円	—
	小、中学校	39.0 歳	320,486 円	374,656 円	—

- ※ 1 「平均給料月額」とは、26 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況(26 年 4 月 1 日現在)

区分	札幌市	北海道	国	
一般行政職	大学卒	171,600 円	170,716 (174,200) 円	172,200 円
	高校卒	142,800 円	139,258 (142,100) 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,600 円	139,258 (142,100) 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職 (高校教諭)	大学卒	195,100 円	191,198 (195,100) 円	—

※ 北海道の括弧内数字は減額前の給料月額

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26 年 4 月 1 日現在)

区分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年	
一般行政職	大学卒	250,026 円	368,841 円	404,720 円	436,206 円
	高校卒	210,064 円	322,541 円	350,905 円	385,500 円
技能労務職	高校卒	202,244 円	300,258 円	329,109 円	352,707 円
	中学卒	(該当なし) ※	(該当なし) ※	(該当なし) ※	(該当なし) ※
教育職	大学卒	303,666 円	393,398 円	409,638 円	424,039 円

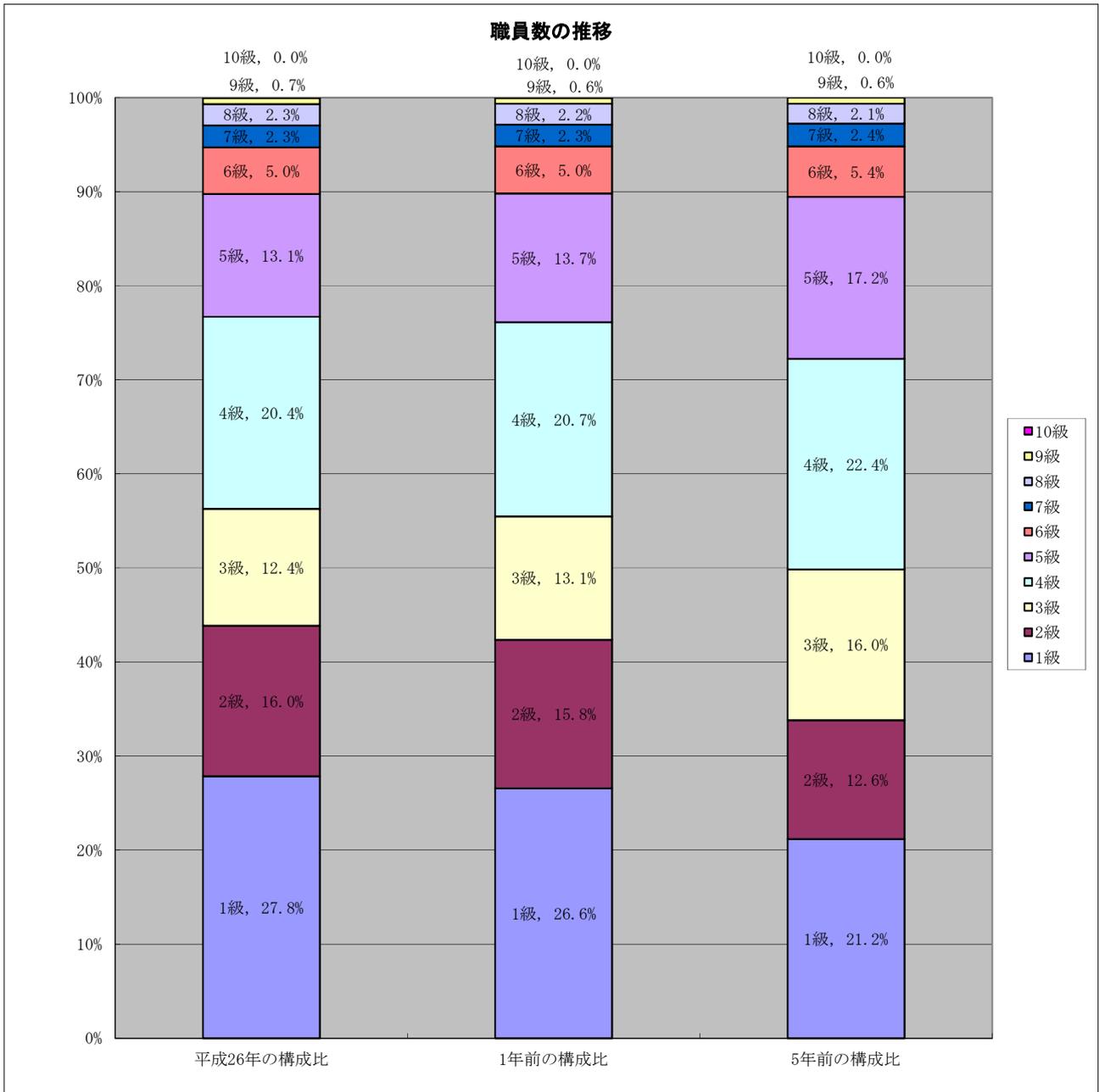
※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも 3 人以下のため、「該当なし」と記載

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1,661人	27.8%	134,100円	270,500円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	955人	16.0%	192,700円	331,600円
3級	主任の職務	742人	12.4%	225,000円	369,500円
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,218人	20.4%	251,900円	411,400円
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	779人	13.1%	269,800円	429,700円
6級	課長の職務	297人	5.0%	291,200円	450,200円
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	138人	2.3%	344,500円	481,800円
8級	部長の職務	136人	2.3%	391,600円	511,000円
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	39人	0.7%	461,800円	555,600円
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	1人	0.0%	545,300円	585,200円

- ※ 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務実績の反映状況

札幌市においては、平成8年から地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づき、過去1年間の勤務における業績、その職務の遂行上見られた職員の能力及び意欲等を評価した人事評価を行っている。

職員の昇給については、この人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,343千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,521千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%  ※H24.6～H25.12 までは手当基礎額から役職段階別加算額の4分の1 (管理職員においては3分の1) を減額	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

管理職の12月の勤勉手当については、その年の勤務成績に基づく4段階の成績区分に応じて支給する。

### (2) 退職手当 (26年4月1日現在)

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職加算 2～20%)			(定年前早期退職加算 2～45%)		
1人当たり平均支給額	1,541千円	23,900千円			

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	1,333,635千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	123,040円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
札幌市内	3%	10,836人	3%
東京都特別区	18%	19人	18%
医師職	15%	21人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.4 (100.4)

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+札幌市の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

#### (4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	513,466 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	102,121 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	46%
手当の種類 (手当数)	19
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙 1 及び 2	

※ 一般会計決算に基づく。

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	3,350,187 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	352 千円
支給実績 (24年度決算)	3,341,788 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	350 千円

※ 1 一般会計決算に基づく。

※ 2 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 7,000 円 ・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。	異なる	(1)配偶者にかかる手当額 (国) 13,000 円 (2)配偶者以外の手当額 (国) 6,500 円	1,349,215 千円	267,224 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 144,600円	異なる	支給額 (国) 46,300円 ～139,300円	765,170千円	1,018,868円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	異なる	(1)手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道2km以上 (2)自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000円～24,500円	1,207,457千円	118,985円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額37,500円～306,000円の範囲内で支給。	同じ		46,219千円	2,220,905円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。  (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額6,700円を支給。	異なる	(1)自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (2)自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給 (国)支給なし	1,421,284千円	183,132円

単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 23,000 円～68,000 円を支給。	同じ		4,490 千円	641,429 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		791,659 千円	83,219 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		198,178 千円	125,350 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 1 回につき支給。 ・1 回につき 5,900 円（医師又は歯科医師にあつては 20,000 円）	異なる	支給額 (国) 4,200 円～20,000 円	支給なし	支給なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円～18,000 円を支給。	異なる	支給額 (国) 6,000 円～27,000 円	4,053 千円	22,394 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2) その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3) その他の職員 年額 44,000 円	異なる	支給額 (国) (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円～26,380 円 (2) その他の世帯主である職員 月額 10,200 円～14,580 円 (3) その他の職員 月額 7,360 円～10,340 円	887,916 千円	92,405 円

※ 一般会計決算に基づく。

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000 円	(参考) 指定都市における最高/最低額	
	副市長	1,030,000 円	1,428,000 円/	500,000 円
報酬	議長	1,040,000 円	1,148,000 円/	810,000 円
	副議長	950,000 円	1,179,000 円/	500,000 円
	議員	860,000 円	1,061,000 円/	500,000 円
期末手当	市長 副市長	(25年度支給割合) 2.95月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×49/100	30,105,600 円	任期ごと
地域手当	市長	給料月額×在職月数×39/100	19,281,600 円	任期ごと
	副市長	(25年度支給割合) 給料月額の3%		
寒冷地手当	市長 副市長	(25年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

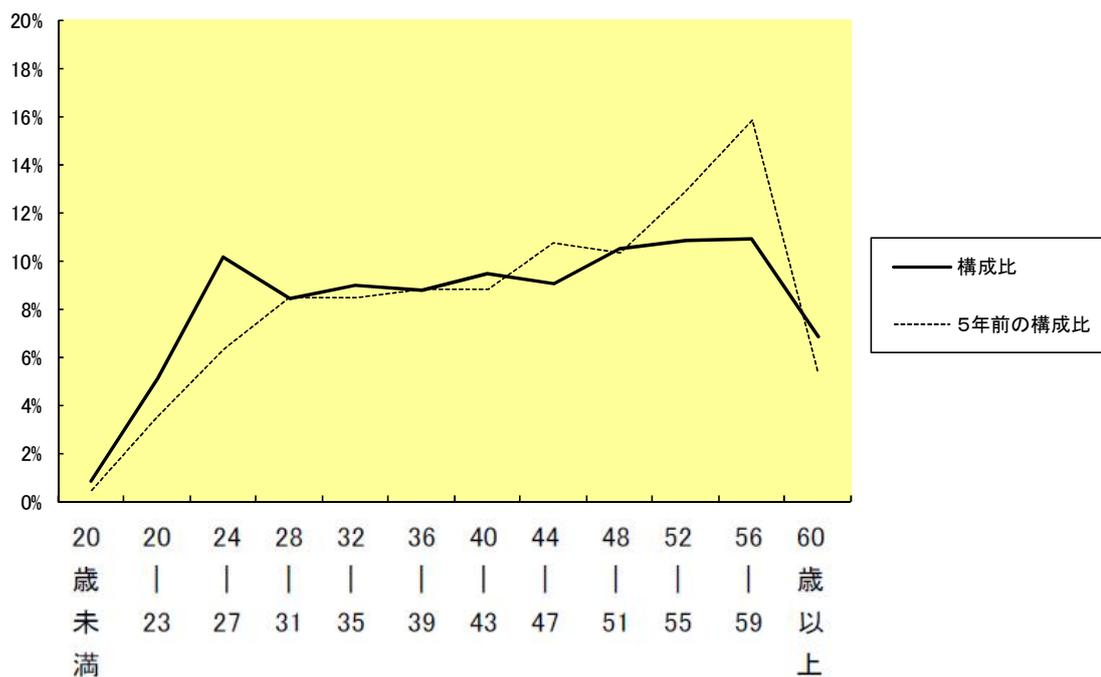
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	議 会	36	36	0	[増]
	総 務	1,464	1,469	5	・生活保護世帯増加に伴う業務増 +16
	税 務	702	710	8	・臨時福祉給付金関係業務の増 +9
	民 生	2,079	2,142	63	・子ども・子育て支援新制度及び待機児童対策の増 +9
	衛 生	1,564	1,551	▲ 13	・国際経済戦略業務の体制強化 +5
	労 働	15	16	1	・工事関連業務の増 +4
	農 林 水 産	39	40	1	[減]
	商 工	80	85	5	・児童心療センター一部施設休止に伴う減 ▲ 12
	土 木	1,231	1,237	6	
	計	7,210	7,286	76	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.8人 (指定都市の人口1万人当たりの職員数 45.21人)
普通 会計 部門	教 育 部 門	1,829	1,824	▲ 5	[減] ・県費負担教職員制度の指定都市への移管準備の増 +8 [減] ・学校用務員業務の執行体制の効率化 ▲ 14
	消 防 部 門	1,839	1,836	▲ 3	[減] ・救急安心センター開設業務の減 ▲ 1
	小 計	10,878	10,946	68	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.7人 (指定都市の人口1万人当たりの職員数 65.87人)
	公 営 企 業 等 会 計 部 門	1,088	1,075	▲ 13	[増]
	水 道	625	628	3	・交通局企画部門の強化 +2
交 通	605	609	4	[減]	
下 水 道	508	499	▲ 9	・下水管理センター業務執行体制の見直し ▲ 2	
そ の 他	601	603	2	・厚別水再生プラザ委託監理業務の見直し ▲ 2	
小 計	3,427	3,414	▲ 13		
合 計	14,305 [ 14,028 ]	14,360 [ 14,063 ]	55 [ 35 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.4人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	125	738	1,462	1,213	1,291	1,263	1,357	1,299	1,505	1,561	1,567	979	14,360

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,023	6,999	6,978	7,129	7,210	7,286	263 (3.74%)
教育	2,115	2,029	1,974	1,893	1,829	1,824	▲ 291 (▲13.8%)
消防	1,880	1,857	1,870	1,852	1,839	1,836	▲ 44 (▲2.3%)
普通会計	11,018	10,885	10,822	10,874	10,878	10,946	▲ 72 (▲0.7%)
公営企業等会計	3,518	3,488	3,476	3,399	3,427	3,414	▲ 104 (▲3.0%)
総合計	14,536	14,373	14,298	14,273	14,305	14,360	▲ 176 (▲1.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 高速電車事業

#### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
25年度	38,186,502千円	6,698,741千円	5,091,810千円	13.3%	14.1%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 250,504千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 指定都市 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
25年度	人 545	千円 2,179,805	千円 1,020,182	千円 794,351	千円 3,994,338	千円 7,329	千円 7,207

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	47.7歳	360,736円	610,755円
指定都市平均	44.3歳	363,108円	599,524円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	49.9歳	188人	386,010円	694,478円	電車運転士	39.5歳	517,800円	1.34
指定都市平均	44.3歳	—	363,108円	599,524円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
札幌市	8,333,736 円	6,213,500 円	1.34

※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～25年の3ヶ年平均)

2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。

4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

## ウ 職員の手当の状況

### (ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業			市長部局		
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,458千円			1人当たり平均支給額 (25年度) 1,343千円		
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6月分	1.35月分		2.60月分	1.35月分	
(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職段階別加算	5～20%		・役職段階別加算	5～20%	
・管理職加算	12～25%		・管理職加算	12～25%	

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (イ) 退職手当 (26年4月1日現在)

高速電車事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算	2～20%		定年前早期退職加算	2～20%	
1人当たり平均支給額 (自己都合及び定年)			1人当たり平均支給額		
21,510千円			1,541千円 23,900千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (ウ) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		71,486千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		126,524円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	565人	3%

### (エ) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		51,942千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		159,903円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		57.4%			
手当の種類 (手当数)		1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜(午前1時～午前5時)の全部を含む場合	47,122千円	①中休時間4時間15分超:1,800円 ②中休時間4時間15分以下:1,600円

		業と終業の間 が長時間とな る勤務)	上記以外	4,791 千円	③中休時間 4 時 間 15 分超:1,600 円 ④中休時間 4 時 間 15 分以下: 1,400 円
	指令所の係長 職	正規の勤務時間による 24 時間勤 務 (24 時間の中に休憩時間含む)		728 千円	2,000 円
災害緊急援 助等業務手 当	国又は本市以 外の地方公共 団体の要請に 基づき、災害応 急対策のため 本市以外の地 方公共団体に 派遣され、当該 災害応急対策 に係る業務に 従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1 日:800 円

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	526,527 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	1,111 千円
支給実績 (24 年度決算)	517,953 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	1,107 千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当 り 平均支給年額 (25 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 7,000 円 ・満 16 歳~22 歳の子 がいる場合、1 人につ き 6,000 円を加算。	同じ		109,418 千円	289,146 円

管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。</p> <p>(1)係長職 66,700 円～ 74,000 円</p> <p>(2)課長職 86,300 円～ 92,800 円</p> <p>(3)部長職 113,600 円～ 122,700 円</p> <p>(4)局長職 133,400 円～ 144,600 円</p>	異なる	<p>支給対象者 (高速電車事業) 一般行政職 では支給対象ではない 係長職にも 支給。</p>	56,885 千円	921,222 円
通勤手当	<p>通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。</p> <p>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。</p> <p>(2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。</p>	同じ		65,547 千円	120,620 円
住居手当	<p>(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。</p> <p>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 6,700 円を支給。</p>	同じ		68,528 千円	145,161 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		37,151 千円	130,127 円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき6,000円～18,000円を支給	異なる	支給対象者 (高速電車事業) 係長職に対して6,000円～9,000円を支給。	363千円	8,442円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額65,300円 (3)その他の職員 年額44,000円	同じ		52,414千円	102,372円

## (2) 軌道事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
25年度	1,3330,539千円	33,636千円	517,285千円	38.9%	45.4%

※ 軌道事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)指定都市 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
25年度	人 55	千円 229,627	千円 114,418	千円 85,393	千円 429,438	千円 7,808	千円 7,207

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	54.1歳	376,571円	650,664円
指定都市平均	44.3歳	363,108円	599,524円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	52.4歳	26人	391,089円	704,109円	電車運転手	39.5歳	517,800円	1.36
指定都市平均	44.3歳	—	363,108円	599,524円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
札幌市	8,449,308 円	6,213,500 円	1.36

- ※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～25年の3ヶ年平均)  
2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。  
4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

## ウ 職員の手当の状況

### (ア) 期末手当・勤勉手当

軌道事業			市長部局		
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,553千円			1人当たり平均支給額 (25年度) 1,343千円		
(25年度支給割合)			(24年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6月分	1.35月分		2.60月分	1.35月分	
(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職段階別加算	5～20%		・役職段階別加算	5～20%	
・管理職加算	12～25%		・管理職加算	12～25%	

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (イ) 退職手当 (26年4月1日現在)

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算	2～20%		定年前早期退職加算	2～20%	
1人当たり平均支給額 (定年) 23,861千円			1人当たり平均支給額 1,541千円 23,900千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (ウ) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		7,564千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		128,203円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	59人	3%

### (エ) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		1,380千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		52,225円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		44.0%		
手当の種類 (手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務 (正規の勤務において勤務時間ではない時間 (中休) により勤務が分断され、始 中休勤務時間を含む勤務時間が深夜 (午前1時～午前5時) の全部を含む場合	630千円	①中休時間4時間15分超： 1,800円 ②中休時間4時間15分以下： 1,600円

		業と終業の間 が長時間とな る勤務)	上記以外	729 千円	③中休時間 4 時 間 15 分超： 1,600 円 ④中休時間 4 時 間 15 分以下： 1,400 円
除雪手当	路面電車運転 手、運輸関係係 員、技術関係係 員	除雪業務		20 千円	230 円
災害緊急援 助等業務手 当	国又は本市以 外の地方公共 団体の要請に 基づき、災害応 急対策のため 本市以外の地 方公共団体に 派遣され、当該 災害応急対策 に係る業務に 従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1 日：800 円

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	73,419 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	1,374 千円
支給実績 (24 年度決算)	72,200 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	1,299 千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当 り 平均支給年額 (25 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 7,000 円 ・満 16 歳～22 歳の子 がいる場合、1 人につ き 6,000 円を加算。	同じ		11,569 千円	273,827 円

管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。</p> <p>(1)係長職 66,700円～ 74,000円</p> <p>(2)課長職 86,300円～ 92,800円</p> <p>(3)部長職 113,600円～ 122,700円</p> <p>(4)局長職 133,400円～ 144,600円</p>	異なる	<p>支給対象者 (軌道事業) 一般行政職 では支給対象 ではない 係長職にも 支給。</p>	3,508千円	876,883円
通勤手当	<p>通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。</p> <p>(1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。</p> <p>(2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。</p>	同じ		5,302千円	92,744円
住居手当	<p>(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。</p> <p>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額6,700円を支給。</p>	同じ		7,842千円	159,498円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		1,952千円	54,232円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、6,000円～18,000円を支給。	異なる	支給対象者 (軌道事業) 係長職に対して6,000円～9,000円を支給。	81千円	10,125円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	同じ		5,516千円	106,077円

### (3) 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考)24年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	32,990,606千円	7,106,149千円	4,541,406千円	13.8%	14.7%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 406,198千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
25年度	人 618	千円 2,442,183	千円 685,907	千円 862,468	千円 3,990,558	千円 6,457	千円 6,755

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	46.8歳	351,035円	535,887円
指定都市平均	44.9歳	366,274円	550,452円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額 (25年度)	1,369千円	1人当たり平均支給額 (25年度)	1,343千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当 (26年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算	2~20%		定年前早期退職加算	2~20%	
1人当たり平均支給額	502千円	24,802千円	1人当たり平均支給額	1,541千円	23,900千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		77,347千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		122,578円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	631人	3%

## (エ)特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	7,655千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	48,836円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	24.8%
手当の種類 (手当数)	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

## (オ)時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	268,148千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	462千円
支給実績 (24年度決算)	289,945千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	493千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (カ)その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		99,521千円	273,222円

管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。</p> <p>(1)課長職 86,300 円～ 92,800 円</p> <p>(2)部長職 113,600 円～ 122,700 円</p> <p>(3)局長職 133,400 円～ 144,600 円</p>	同じ		29,676 千円	1,059,873 円
通勤手当	<p>通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。</p> <p>(1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。</p> <p>(2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。</p>	同じ		67,981 千円	120,694 円
住居手当	<p>(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。</p> <p>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 6,700 円を支給。</p>	同じ		76,907 千円	158,408 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		7,592 千円	194,679 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、6,000 円～18,000 円を支給。</p>	同じ		0 千円	0 円

寒冷地手当	北海道内に勤務する職員 に対し支給。 (1)扶養親族を有する世 帯主である職員 年額 116,800 円 (2)その他の世帯主であ る職員 年額 65,300 円 (3)その他の職員 年額 44,000 円	同じ		53,462 千円	97,916 円
-------	--	----	--	-----------	----------

## (4) 病院事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)24年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	21,217,112千円	▲60,737千円	10,253,707千円	48.33%	47.69%

※ 病院事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
25年度	人 1,086	千円 3,770,967	千円 2,254,757	千円 1,426,234	千円 7,451,958	千円 6,862	千円 7,482

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局(医師)	43.9歳	461,223円	1,304,252円
札幌市病院局(看護師)	36.3歳	268,489円	469,897円
札幌市病院局(事務職)	40.2歳	320,882円	586,356円
指定都市平均(医師)	44.4歳	545,445円	1,373,849円
指定都市平均(看護師)	38.0歳	298,378円	492,241円
指定都市平均(事務職)	42.0歳	367,014円	602,825円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(25年度)	1,314千円	1人当たり平均支給額(25年度)	1,343千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当 (26年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
1人当たり平均支給額 2,906千円 28,443千円			1人当たり平均支給額 1,541千円 23,900千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		236,341千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		217,624円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内 (医師)	15%	148人	15%
札幌市内 (医師以外)	3%	923人	3%

## (エ)特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	210,039千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	241,979円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	80.1%
手当の種類 (手当数)	8
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

## (オ)時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	531,900千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	565千円
支給実績 (24年度決算)	553,976千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	596千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (カ)その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		76,262千円	221,691円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職(副医長を除く。) 85,700円～ 102,800円 (2)部長職(副部長及び医長を除く。) 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 144,600円	同じ		173,194千円	1,202,729円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		88,388千円	81,389円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額6,700円を支給。	同じ		163,495千円	188,575円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		89,669 千円	94,091 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円～18,000 円を支給。</p>	同じ		49,568 千円	423,658 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3)その他の職員 年額 44,000 円</p>	同じ		79,034 千円	68,309 円
初任給調整手当	<p>企業職給料表(医師職)の適用を受ける職員に対し、企業職給料表(医師職)の適用日以後の期間の区分に応じて 47,500 円～306,000 円の範囲内で支給。</p>	同じ		462,363 千円	3,103,104 円
宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務 1 回につき支給。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 20,000 円</p> <p>(2) 薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師 5,900 円。ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 2,950 円</p>	同じ		50,125 千円	345,686 円

(別紙1)

## 札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成26年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (25年度)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	57千円	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者		1日	240円	
		(3) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、みどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員		1日	200円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	825千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者		1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	2,593千円	1日	300円	
		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	3,065千円	1日	290円	
		(2) 下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定するものに従事した者		1日	170円	
5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、	1,340千円	1日	290円	

		第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員				
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員		1日	290円	
		(4) 児童心療センターに所属する看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると障がい保健福祉部長が認める職員をいう。以下同じ。)のうち、感染症予防法に規定する感染症又は障がい保健福祉部長が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として障がい保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	290円	
		(5) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者		1月	1,700円	
6	有害物取扱業務手当	(1) 児童心療センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	2,672千円	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者		1月	1,900円	
7	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	6千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員		1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)	218,627千円			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1
		ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者		1回	140円	
		イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者		1回	120円	
		エ 上記以外の者		1回	110円	
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する				

		事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員			時間につき 1,800円とする。
		ア 救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
		イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)	1回	50円	
		ウ 自動車の運転業務に従事した者	1回	40円	
		エ 上記以外の者	1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員			
		ア 自動車の運転業務に従事した者	1回	50円	
		イ 上記以外の者	1回	40円	
		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員	1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員	搭乗 1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員	1日	2,600円	
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のもので従事した消防吏員	1日	250円	
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員	1回	1,100円	
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員	7,730千円		
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者	1月	101,000円	
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者	1月	91,000円	
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者	1月	78,000円	
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者	1月	49,000円	
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1等航空整備士の資格を有する者	1月	47,000円	

					円
		イ 2等航空整備士の資格を有する者		1月	37,000円
		ウ 上記以外の者		1月	11,000円
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	42,804千円	1日	300円
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で下水道河川部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員		1日	140円
		(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部区保険年金課若しくは下水道財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者		1月	4,000円
11	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	103,643千円	1日	390円
		(2) 身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	310円
		(3) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者		1日	200円
		(4) 子育て支援課、保育・子育て支援センター、児童療育課又は健康・こども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	180円
		(5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及		1日	310円

		び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者及び保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課、保護四課又は保護課に所属する職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者			
		(6) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者		1日	310円
		(7) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者		1日	310円
12	夜間特殊業務手当	(1) 相談判定課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者	726千円		
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,440円
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	860円
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	540円
13	夜間診療等業務手当	(1) 児童心療センターに所属する看護師等又は発達医療センターに所属する看護師若しくは准看護師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者	10,688千円		
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	6,800円
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。		1回	3,300円
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。		1回	2,900円
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	2,000円
		(2) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、勤務条件条例第7条第1項の規定により宿直勤務をすることを命ぜられた医師の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者		1回	5,000円
14	精神病棟看	児童心療センターに所属する看護師等のう	26,023千円		

	護等業務手当	ち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者				
		(1) 病院に入院し、又はのぞみ学園に入所している者の看護等の業務に従事した者		1月	41,400円	
		(2) 前号に掲げる者以外の者		1月	20,700円	
15	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	100千円	1日	270円	
16	取締交渉等業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	2,382千円	1日	130円	
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者		1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者		1月	1,400円	
17	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	支給なし	1日	4,000円	第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるもの警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合においては、4,000円)を超えない範囲内で
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員		1日	800円	

						防部長が 定める額 を加算し た額とする。
--	--	--	--	--	--	--------------------------------

## (別紙2)

## 札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成26年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (25年度 決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1,740千円	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1,833千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	39,702千円	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者		1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者		1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	7,427千円	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者		1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者		1日	290円	
5	斎場等業務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	466千円	1日	290円	
6	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	支給なし	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	

7	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	支給なし	1日	100円	
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	352千円	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1,080千円	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者		1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者	14,920千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	410円	
11	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	800円	

(別紙3)

## 水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成26年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (25年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	384千円	1月	1,700円	
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	31千円	1日	220円	
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	0千円	1回	100円	
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1,524千円	1日	200円	
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	768千円	1日	200円	
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	2千円	1日	220円	
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	23千円	1日	220円	
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	28千円	1日	400円	
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者				
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	3,320千円	1回	1,300円	
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	0千円	1回	650円	
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1,066千円	1回	400円	
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者				
		ア 深夜の全部に勤務した場合	153千円	1回	420円	
イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	0千円	1回	210円			

		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	111千円	1回	1,300円	
4	緊急出動手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。) ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。) イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。) ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合 エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	130千円	1回	1,200円	
			72千円	1回	1,500円	
			22千円	1回	1,500円	
			20千円	1回	1,800円	
5	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	0千円	1日	800円	
6	交渉等業務手当	権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	1千円	1月	2,400円	

## (別紙4)

## 病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成26年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (25年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	死体解剖補助手当	死体の解剖の補助の業務に従事した職員 (医師を除く。)	67千円	1日	2,500円	
2	感染症予防等作業 手当	看護師等(助産師、看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	0円	1日	290円	
3	有害物取扱業務手 当	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員	2,293千円	1日	270円	
4	放射線取扱業務手 当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	2,262千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員	581千円	1日	100円	
5	夜間診療等業務手 当	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者  ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。  イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。  ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	4,641千円	1回	7,000円	
			0千円	1回	6,000円	
			0千円	1回	4,000円	
		(2) 放射線部、検査部又は薬剤部に所属する職員等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者  ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	17,272千円	1回	6,800円	

		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	80,075千円	1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	75,287千円	1回	2,900円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	0千円	1回	2,000円	
		(3) 看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				平成26年度から看護師について支給額引上げ
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	—	1回	7,600円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	—	1回	3,700円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	—	1回	3,200円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	—	1回	2,200円	
		(4) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者	8,560千円	1回	5,000円	
		(5) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	229千円	1回	1,240円	
6	精神病棟看護等業務手当	看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	8,609千円	1月	20,700円	

7	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	0千円	1日	800円	
8	ハイリスク <sup>べん</sup> 分娩業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	7,695千円	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。